

京都府中学生野球連盟定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本連盟は、一般財団法人日本中学生野球連盟の地方組織として京都府中学生野球連盟 (Kyoto Junior high schooler Baseball Federation) と称する。

(目的)

第2条 本連盟は、野球競技を通じて青少年の健全な育成を目指し、その普及振興に寄与することを目的とする。

- ① 青少年の健全な精神と強健な身体を養い、礼儀正しさを学ぶ。
- ② 国際的スポーツマンの育成を目指し、積極的な交流を図る。
- ③ 競技者・家庭・学校・地域社会が一体となり、応援活動を推進する。
- ④ 硬式野球に移る際の筋力障害を防止し、スムーズに移行させる。

(事業)

第3条 本連盟は第2条の目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 一般財団法人全国中学生野球連盟が主催する全国大会の府内予選の開催
- (2) 各種大会の開催
- (3) 各種団体との親睦及び交流事業
- (3) その他本連盟の目的達成に必要な活動

(事務所)

第4条 本連盟の事務所は事務局長宅に置く。

第2章 規約及び組織

(規約及び規則)

第5条 本連盟の規約および規則等は一般財団法人日本中学生野球連盟の定款に沿うものとする。但し、必要に応じて独自の規約及び組織構成を図れるものとする。

(入会)

第6条 本連盟の会員になるには、理事長に入会申込書を提出し、理事会の承認を経て、会費を納入し、入会が承認される。

(応援団の会)

第7条 本連盟の趣旨に賛同し特別の協力をする個人・団体として、応援団組織を設ける。応援団の会とは、連盟本部及びチームの各地一般市民及び企業・団体等により構成し各地に根ざしたチームのバックアップ活動により、より高い目的達成に貢献する組織である。

(退会)

第8条 本連盟の会員は、次の各号に該当するときは退会したものとみなす。

- (1) 解散等により連盟を退会したとき。

(2) 会費納入しないとき。(締切日の1年後までに)

(除名)

第9条 会員が本連盟の名誉を毀損し、または趣旨目的に反するような行為のあったときは、理事会の決議により除名することができる。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の会費その他の抛出金品は、その理由のいかんを問わずこれを返還しないものとする。

(顧問)

第11条 本連盟の顧問(顧問・相談役・参与等)は、理事長の指名する学識経験者をもって構成することができる。

第3章 役員等

(種別)

第12条 本連盟に次の役員をおく。

理事長 1名

事務局長 1名

理事 3名以上

監事 2名以内

(選任・任務・任期)

第13条 理事長は理事会において、選出する。

理事長は本連盟を代表し会議を統括する。

理事長の任期は2年とする。但し再任はさまたげない。

(事務局長)

第14条 事務局長は理事長が推薦し、理事会の承認を得てこれを決める。

事務局長は連盟運営における事務を統括し、理事長に事故あるときは職務を代行する。

(理事)

第15条 理事は別に定める定数にもとづき理事長の推薦したもの及び加盟チームの代表者からの選出により決める。理事は理事会を組織し、会務を決定執行する。理事の任期は2年とする。但し、再任はさまたげない。

2 理事長は理事の中から事務局長を任命し、本会の執行にあたる。又緊急審議を要する場合は、理事長及び事務局長により協議し、これを決定執行する。但し、事後において理事会に報告しなければならない。

(監事)

第16条 監事は2名以内とし理事長が推薦し、理事会の承認を得てこれを決定する。

任期は2年とする。但し、再任はさまたげない。

(残任期)

第17条 補欠によって就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(種別)

第18条 会議は理事会とする。

(議長)

第19条 会議の議長は理事長がこれにあたる。

(開催)

第20条 理事会は定例会として年2回開催する。但し、必要により臨時会を開催することができる。

(招集)

第21条 理事会は理事長が招集する。

2 臨時理事会は理事長が必要と認めたとき、または理事の3分の2の請求があったときに理事長がこれを招集する。

(定足数及び議決)

第22条 理事会は、理事の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。理事会の決議には出席者の2分の1以上の同意を必要とする。但し委任状をもって出席とみなす。

第5章 会計

(資産の構成)

第23条 本連盟の会計は本連盟の登録入会金及び年会費並びに本連盟の事業に伴う収入又は資産から生ずる収入・寄付金品及びその他の収入を以てこれに充てる。

(事業計画及び収支予算)

第24条 本連盟の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に理事長が計画編成し、理事会の議決を得なければならない。

(収支決算)

第25条 本連盟の収支決算は、毎会計年度終了後、3ヶ月以内に理事長が作成し、決算報告を各決算の日から2ヶ月以内を期限として連盟本部に報告することとする。

(会計年度)

第26条 本連盟の会計年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日に終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第28条 この定款は理事会において出席理事の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

(解散・残余財産の処分)

第29条 本連盟は、本連盟の目的たる事業の継続が不可能となった場合には解散する。

2 前項により解散する場合は、理事会において出席理事の3分の2以上の同意を得なければならない。

3 解散のときに存する残余財産の処分については、理事会の議決を経て、類似の事業を目的とする公益法人、国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第6章 補則

(施行) 2019年1月1日より実施する。

2019年7月4日 改訂し実施する。

京都府中学生野球連盟 役員一覧 (令和元年7月4日現在)

役職	氏名	備考
顧問		
理事長	関口 翔平	
事務局長	梅田 恭子	日本中学生野球連盟評議員 (京都府)
理事	白井 久也	
〃	林 克久	
〃	田端 義	
〃	梅田 憲一	
〃	山本 力也	
〃	杉村 元	
監事	林 真由美	
〃	深江 正子	